

村 民 各 位

猿 弘 村 長 伊 藤 浩 一

## 猿 弘 村 快 適 な 住 ま い づ く り 促 進 事 業 補 助 金 の 申 請 受 付 に つ い て

村では、村民のみなさんが安心して快適に暮らすことができるよう、持家戸建住宅の新築工事及び改修工事等を行う方に対して、その費用の一部を補助する「猿弘村快適な住まいづくり促進補助制度」を実施しています。

つきましては、令和7年度における補助金の申請を次のとおり受け付けますので、希望される方は期日までにお申し込みください。

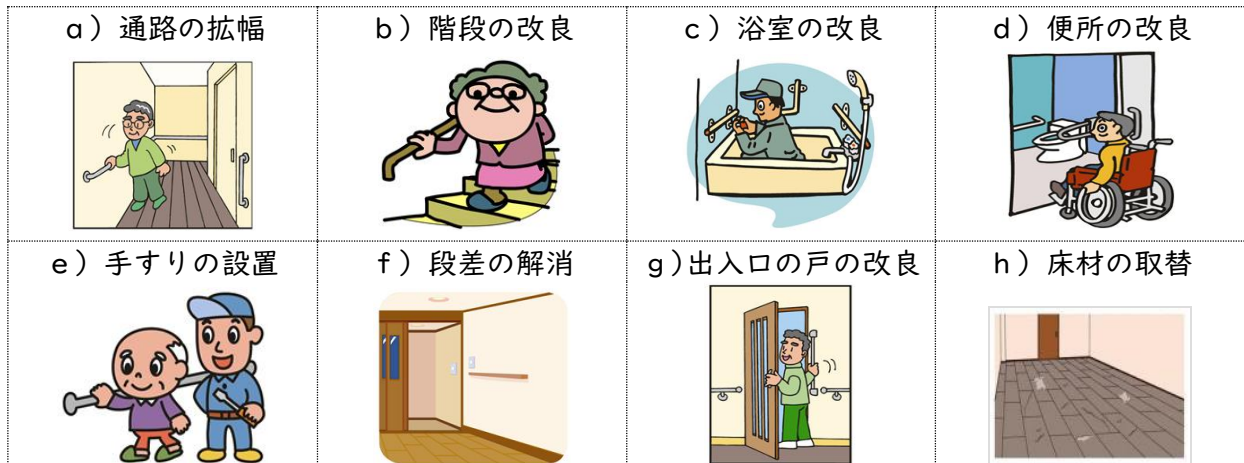
### 記

#### 1. 補助の対象となる工事等

1) 新築工事（増築や中古住宅の購入は対象になりません）

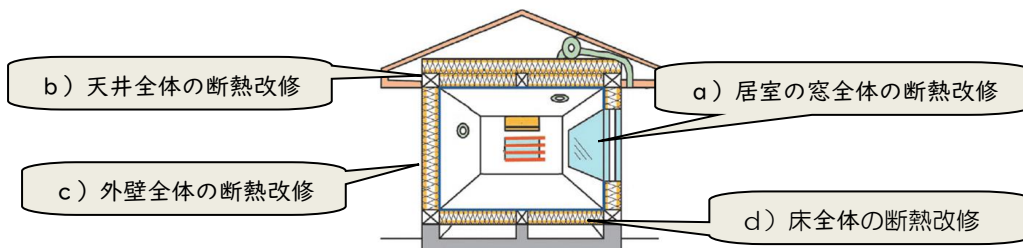
2) 改修工事として、次に掲げるもの。（但し、下記ウ）の耐震診断の結果、耐震性を満たさないと判断された住宅の場合は、耐震改修工事を行わなければ、ア）バリアフリー改修工事とイ）断熱改修工事の補助対象となりません。また、建設年次が不明な住宅も耐震診断を行なって下さい）

ア）バリアフリー改修工事



イ）断熱改修工事

下の図のa) からd) に掲げるいずれかの工事で、国の定める省エネ基準に適合するものが対象となります。



ウ）耐震診断及び耐震改修工事

昭和56年5月以前に着工した2階建て以下の木造住宅で、上記のア) またはイ) の改修工事を実施しようとする場合は、事前に耐震診断を受けて耐震性の有無を確認しなければなりません。

その結果、耐震性を満たさないと判断された住宅については、基準に適合するよう耐震改修工事の実施が必須となります。（コンクリート基礎の補修、壁の筋交い補強など）

※この他にも工事ごとに詳細な基準がありますので、詳しくはお問い合わせください。

## 2. 補助金の内容

対象工事等の区分	補助金の額	主な要件
新 築 工 事	村内建設業者施工の場合 200万円	・北方型住宅仕様 <sup>[注1]</sup> であること。
	村外建設業者施工の場合 50万円	
改 修 工 事		
バリアフリー改修工事	補助基準額 <sup>[注2]</sup> ×20%(上限額50万円)	・村内建設業者による施工であること。 ・補助基準額 <sup>[注2]</sup> がそれぞれ30万円以上であること。
断熱改修工事	補助基準額 <sup>[注2]</sup> ×20%(上限額50万円)	
耐震改修工事	見積額×20%(上限額30万円)	・耐震診断の結果、耐震性を有しないと判定された場合のみ必須
耐震診断	診断費用の全額(上限額10万円)	・昭和56年5月以前に着工した2階建て以下の木造住宅であること。

【注1】耐久性や断熱・気密性能など、北海道が定める一定の基準を満たした住宅です。

【注2】工事に要する見積費用と村が定める標準工事費を比較して低い方の額となります。

## 3. 補助金を申請できる方の条件

- 住宅の所有者（新築工事の場合は完成後に所有者となる方）であること。
- 補助を受けた住宅に5年以上居住すること。
- 市町村税及び本村に対する使用料等の納付を遅滞していないこと。
- 申請者及び同居者が暴力団員でないこと。

## 4. 申請受付期間

新築工事・バリアフリー改修工事・断熱改修工事

- 令和7年4月1日から令和7年9月30日まで

耐震改修工事・耐震診断

- ◇令和7年4月1日から令和7年8月29日まで

（先着順で受け付けますが、この期間中でも予算額に達した時点で締め切りと致しますので、ご了承ください）

## 5. 補助金の申請方法

対象項目ごとに交付申請書など必要な書類がありますので、詳しくは村公式ホームページまたは役場に備え付けの「補助金申請の手引き」により確認してください。（一部の様式はホームページからダウンロードが可能です）

## 6. その他注意事項等

- 申請時において既に工事等に着手している住宅については、補助の対象となりませんのでご注意ください。村からの交付決定通知を受けた後に着工するものに限りません。
- 工事等（工事の完了後に行う手続きを含みます）が完了した日から30日以内（その日が年度を経過する場合は、交付決定通知を受けた年度の末日まで）に実績報告書を提出しなければなりません。
- 実績報告書の提出がされ次第、村で書類を審査し、交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金額を確定する旨を通知します。その後、請求書を提出していただき、指定の口座に入金いたします。
- 【重要】下水道処理区域外に住宅を新築される方は、交付申請の3か月程度前には役場上下水道係と浄化槽設置に係る協議を必ず行なって下さい。  
（協議が無いと浄化槽の設置が出来ませんのでご留意願います）

## 7. 申請書類の提出先・問い合わせ先

- 担当：猿払村役場 建設課建築係（〒098-6232 宗谷郡猿払村鬼志別西町172番地1）
- 電話：01635-2-3135 ○Fax：01635-2-3812
- ホームページ：<http://www.vill.sarufutsu.hokkaido.jp/>